

報告対象となる事案

<p>① 死亡、意識不明の重篤な事故</p> <p>② 病院での治療を伴うケガ ※2回以上の受診が必要なケガ</p> <p>③ 誤飲、誤食 (アレルギー対応が必要な児童の誤食を含む) ※症状及び受診の有無に係わらず報告</p>	<p>①②③「事故報告書」 に記入して提出</p> <p>※食物アレルギーの誤食の 場合は「食物アレルギー事故 報告様式」に記入して提出</p>
<p>④ 置き去り(すり抜けや飛び出しなど、児童の姿を見失う事案を含む)</p> <p>⑤ 集団による食中毒、10人以上の感染症の発生</p> <p>⑥ その他の事案(盗難、不審者侵入、個人情報漏えいなど)</p>	<p>④「置き去り等の事案」報告様式に記入して提出</p> <p>⑤「感染性胃腸炎様疾患集団発生報告票」に記入して提出</p> <p>⑥様式は問いません</p>

大阪市への報告

- ① 死亡事故や治療に要する期間が30日以上や
疾病を伴う重篤な事故

「報告様式」表面の赤枠内に記入

報告書提出(第1報)
事故発生当日
(遅くとも翌日)に提出

「報告様式」表・裏面すべてに記入

報告書提出(第2報)
1か月以内に提出

- ② 病院での治療が2回以上必要なケガ

報告書提出
事故発生当日
(遅くとも翌日)に提出

「報告様式」表面の赤枠内に記入

報告先：大阪市子ども青少年局保育企画課あて

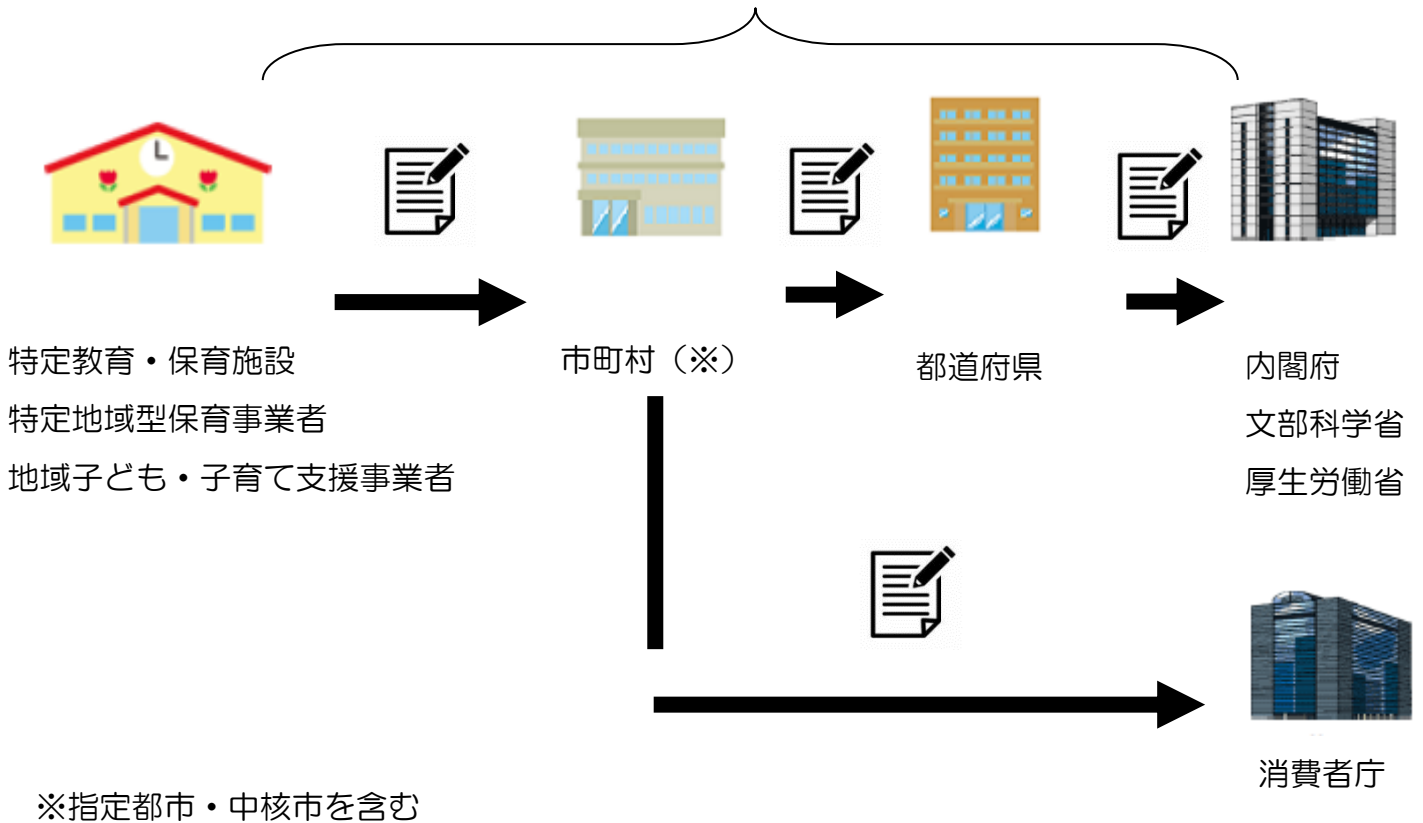
電話 06-6361-0752

E-mail fb0010@city.osaka.lg.jp

(認可施設) 報告の系統

①第1報：原則事故発生当日（遅くとも事故発生翌日）

②第2報：原則1か月以内程度 等



※「置き去り等」の事案についての報告ルートは、各施設→大阪市子ども青少年局→大阪府となります。